

## 授業時数特例校制度について

本校（尚綱中学校）は、文部科学省より「授業時数特例校」の指定を受け、下表のような教育課程の編成を行っております。「授業時数特例校」とは、学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき、文部科学大臣から指定された学校であり、指定を受けた学校は、学校や地域の実態に応じてより効果的な教育を実施するため、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を拡大させ、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成することができます。

本校の場合は、次のような教育目標を定め、特に国語・数学・外国語(英語)を中心に授業実施時数を増加させ、高い教育効果を目指しています。

### 【教育目標】

ことばに対する感性を磨き、対話を通じて「論理的思考力」「言語運用力」「課題発見・解決能力」等の育成を図り、将来的な進路実現につなげる。

本校では令和4年度からこの制度を適用して特例的な教育課程を編成し、活発な教育活動への取り組みを実践しております。

## 尚綱中学校 教育課程表

	第1学年	第2学年	第3学年
	年間時数	年間時数	年間時数
国語	169	146	151
社会	95	95	126
数学	150	146	180
理科	95	126	126
音楽	47	35	35
美術	47	35	35
保健体育	95	95	95
技術・家庭	70	70	35
外国語	215	215	180
道徳	35	35	35
特別活動	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
総時数	1103	1103	1103

### [備考]

- 1 「授業時数特例」により、社会・理科・保健体育の総時数の1割を減じ、他教科に振り分けている。
- 2 この表の授業時数は、1単位時間を50分として換算したものとする。